（審議機関の設置等の特例）

第百十六条の六　認定経営基盤強化計画を提出した二以上の国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合には、当該二以上の国内基幹放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、第七条第二項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの国内基幹放送事業者が共同して行う。

2　認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者（当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合にあつては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供事業者）に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは「第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3　認定放送持株会社の関係会社（第百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。）である認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者に対する第百六十三条の規定の適用については、同条中「その放送対象地域」とあるのは「その第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該放送対象地域」とあるのは「当該みなされた一の放送対象地域」とする。

第百五十八条第一項中「総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第百六十四条第一項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）」を「総株主又は総出資者の議決権」に、「総株主等の議決権の」を「総株主又は総出資者の議決権の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　この章において「関係会社」とは、会社が他の会社に対して支配関係を有する場合における当該他の会社をいう。

第百五十九条第一項中「二以上の基幹放送事業者（当該二以上の基幹放送事業者に一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第百六十六条第二項第一号及び第二号において同じ。）をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするもの

二　一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者

第百五十九条第二項第三号中「価額）」の下に「その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産として総務省令で定める資産の額」を加え、同項第五号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

第百六十条中「前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）」を「認定放送持株会社」に改め、同条第一号中「二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する」を「次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ　二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

第百六十条第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第百六十二条中「子会社」を「関係会社」に改める。

第百六十三条の見出しを「（関係会社の責務）」に改め、同条中「子会社地上基幹放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう。）」を「認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者（その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。）」に改める。

第百六十四条第一項中「と株式の所有関係その他の」を「の子会社その他その者と」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「未満」を「以下」に改める。

第百六十六条第二項第一号中「二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する」を「次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ　二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。

第百六十六条第二項第二号中「二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する」を「前号イ及びロのいずれにも該当する」に改める。

第百七十七条第一項第一号中「又は第四項」を「若しくは第四項」に、「制定又は変更」を「制定若しくは変更又は第百十六条の二第一項の規定による指定放送対象地域の指定」に改め、同項第二号中「提供基準」を「実施基準」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に改め、「許可」の下に「、第百十六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）」を加え、同項第四号中「第百四条」を「第二十条第十二項（実施基準の認可の取消し）、第百四条」に改め、「業務に関する認定の取消し」の下に「、第百十六条の四第五項（経営基盤強化計画の認定の取消し）」を加え、同項第五号中「基幹放送局設備）」の下に「、同条第三十一号（特定役員）、同条第三十二号（支配関係）」を加え、「若しくは第二項第一号若しくは第三号」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第百八十五条第二号中「第十項」を「第十四項」に改める。

第百八十七条第一号中「第九十三条第三項第七号」を「第九十三条第二項第七号」に改める。

第百九十一条第一項第二号中「第八十六条第二項」を「第八十六条第二項若しくは第三項」に改める。

第百九十三条を次のように改める。

第百九十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第百十六条の四第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第百七十五条（第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者

（電波法の一部改正）

第二条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第二号中「業務を執行する役員」を「放送法第二条第三十一号の特定役員」に改める。

第九十九条の三第三項第一号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同項第三号中「放送事業者」の下に「、同条第二十七号に規定する認定放送持株会社」を加え、「、同法第百六十条に規定する認定放送持株会社」を削る。